

告 示

埼玉県告示第九百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十五項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県さいたま市中央区上落合六丁目一番十二号

株式会社日産サテイト埼玉 代表取締役社長 河 岸 正 和

ロ 敷地の位置

従前地 埼玉県坂戸市大字片柳字西ヶ谷戸千七百二十六番一、千七百二十九

番一、千七百三十番一、千七百三十番三、千七百三十一番一、千七百

三十一番二、千七百三十二番二及び千七百三十二番三

仮換地 片柳土地区画整理事業九十六街区十、十一、十二及び十五画地

底 地 埼玉県坂戸市大字片柳西ヶ谷戸千七百三十番一の一部、千七百二十

九番三の一部、千七百三十番三、千七百三十一番二の一部、千七百三十

十一番一、千七百三十二番三、千七百三十二番七の一部、千七百三十

二番一の一部、千七百二十八番、千七百二十二番六の一部及び千七百

二十七番二の一部

ハ 建築物の用途

自動車販売店舗、自動車修理工場及び自動車車庫

二 意見の聴取の期日

令和五年九月八日（金）

午後二時から

三 意見の聴取の場所

埼玉県坂戸市千代田一丁目二番三号

坂戸市立中央公民館 学級室C